

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 大津市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.8%
全職員	77.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	114.3%
本庁課長相当職	101.6%
本庁課長補佐相当職	97.3%
本庁係長相当職	98.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.6%
31～35年	90.5%
26～30年	90.0%
21～25年	90.2%
16～20年	92.0%
11～15年	89.0%
6～10年	92.0%
1～5年	95.0%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 市長部局等、教育委員会（県からの割愛職員は除く）、企業局、消防局を含む。

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

扶養手当、休日・夜間勤務手当の支給について、男性職員への支給が多く、扶養手当の受給者に占める男性職員の割合は90.6%、休日・夜間勤務手当の受給者に占める男性職員の割合は93.4%となっている。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

時給や日給による実績払いの職員を除き、短時間勤務の職員やパートタイムの職員については、常勤職員の所定勤務時間（週38時間45分）に応じた勤務時間の割合から職員数を換算し、算出している。

（例）週35時間勤務の職員 … $35 \text{ 時間} / 38 \text{ 時間 } 45 \text{ 分} = 0.9 \text{ 人}$ としてカウント

【全職員】

任期の定めのない常勤職員については、任期の定めのない常勤職員以外の職員に比べて相対的に給与水準が高い状況であり、女性職員は任期の定めのない常勤職員以外の職員の割合が高く、男性職員は任期の定めのない常勤職員の割合が高いことから、全職員における男女の給与の差異として表れている。

※各性別の割合

女性 任期の定めのない常勤職員：36%、任期の定めのない常勤職員以外の職員：64%

男性 任期の定めのない常勤職員：77%、任期の定めのない常勤職員以外の職員：23%